

2026

履修案内

豊橋創造大学短期大学部

公務員別科

INDEX

02 … 建学の精神、教育理念・教育目標

03 … 全学共通事項

04 … 履修の基礎

- 1 単位の算定
- 2 セメスター制
- 3 修了要件
- 4 履修登録
- 5 授業
- 6 試験
- 7 成績評価
- 8 成績評価の通知と発表
- 9 成績証明書
- 10 学修における生成AIツールの利用に関する本学の方針

17 … 公務員別科

18 … 教育課程表

19 … 巻末

豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学の

- 1 「プライバシーポリシー」について
豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部における
- 2 個人情報の取り扱いについて

建学の精神、教育理念・教育目標



誠をもって勤儉譲を行え

建学の精神

本学を設置する学校法人藤ノ花学園の建学の精神は、「誠をもって勤儉譲を行え」です。この言葉は、学園創立者伊藤卯一が二宮尊徳の教えをもとに定めたものです。「誠」は「至誠」を意味し、人間としての基本的な態度を意味します。「勤・儉・譲」は、勤勉、儉約、推譲を意味します。二宮尊徳の教えは、勤勉さを持ち、私利私欲を抑え、公共のために尽くす精神として広まり、我が国の発展の礎となりました。

本学園は、明治 35 年（1902 年）の創立以来、この建学の精神をもとに、地域に根ざし、実用的な知識・技能を学び、その過程を通して人間性を高めることを教育の基本方針として受け継いでいます。

教育理念・教育目標

豊橋創造大学短期大学部

豊橋創造大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法に則り、文化の向上を目指し創造性豊かで人間味あふれる人格の形成と、新しい時代に適応する職業的教育を目的とし、人類の福祉に貢献し得る心身共に健全な社会の形成者を育成することをその使命とする。

公務員別科

豊橋創造大学短期大学部の教育理念に則り、公務員を志す者を対象として、社会人、特に公務員を目指す学生に必要とされる知識と思考力を修得させ、時代の要請に対応できる人物を育成することを目標とする。

全学共通事項

履修の基礎

1 単位の算定

大学での履修制度は単位制です。単位制とは、授業科目ごとに大学設置基準に基づいて学修し、所定の単位を修得する制度です。

単位とは学修時間を表す名称で、その修得は、個々の科目について所定の時間を履修し、試験その他の方法により合格と判定されたときに認められます。

「1単位」とは、各授業科目につき、授業及び授業外をあわせ、45時間の学修時間（予習・復習）を必要とするものとして計算されます。

なお、1年間の授業期間は、春学期15週と秋学期15週をあわせて30週です。各授業科目の単位計算は、科目の種類・性質等によって異なり、大別して次の3種類に分けられます。

①講義科目

15時間の授業で1単位となります。

②演習・実技科目（スポーツ、ゼミナール等）

30時間の演習・実技で1単位とします。

2 セメスター制

セメスター制とは、1年を春学期と秋学期に分け、授業を各学期で完結し、単位認定を行う教育制度のことです。セメスター制では学期ごとの授業回数は、最大15回（期末試験時間を含まず）です。大学生となったこの瞬間から、高等学校までの受身の授業態度から脱却し、各授業とも、下記のことを意識して積極的に授業に臨みましょう。

①毎時間、緊張感を持続して欠席しないこと。

②授業の密度が濃いので、指示された予習・復習・課題は提出期限を厳守するとともに全力で取り組むこと。

③疑問点などについては積極的に質問し、個人的に直接、教員の指導を受けること。

3 修了要件

①修了要件

別科を修了するためには、別科が定める要件を満たさなければなりません。

②修了見込証明書の発行条件

就職や進学のために必要な修了見込証明書は、修了年次における各学期の履修登録完了時に修了要件を充たしている場合に発行することができます。

4 履修登録

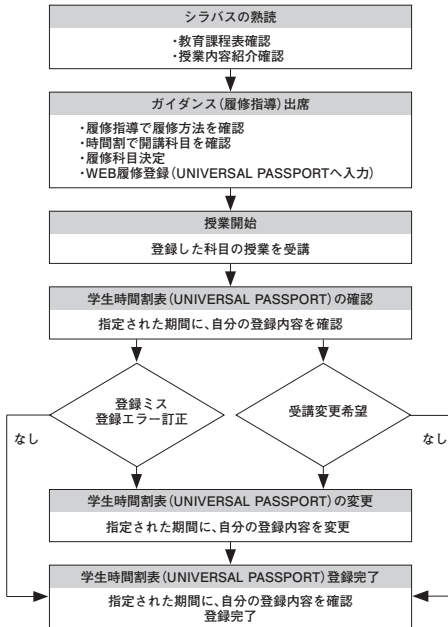
履修登録とは、その年度の春学期、秋学期に履修しようとする授業科目を決め、当該学期はじめの所定の期日までに届け出ることです。履修登録の手続きは単位修得のための重要な手続きです。この手続きを行わないと履修ができません。

①履修登録の方法

- (1)履修登録は単位計算と成績評価の基礎となるものです。学業修得の成果は取得単位数と成績評価によって表されます。卒業及び資格取得等に必要科目、単位数についてよく調べた上で、年間を通じた具体的な履修計画をしっかりと立てます。
- (2)授業科目の履修は、「授業科目一覧表」の配当年次に従って履修します。

②履修科目の決定から履修登録完了までの流れ

WEB 履修登録の仕方



※通年科目は、春学期に登録すれば秋学期登録の必要はありません。

5 授業

授業科目には必修科目、選択科目があります。

必修科目

定められた年次、クラスで履修し、卒業までに必ず単位を修得しなければならない授業科目です。
なお、2年次秋学期定期試験の結果、単位修得のできなかった必修科目のある場合は、2年間で本学を卒業することが不可能になり、留年せざるを得なくなるので、特に注意すること。

選択科目

学生が、それぞれ、将来すすむべき方向を十分考慮して自主的に選択できる授業科目です。ただし、選択科目の中には、複数の科目群の中から定められた年次に1つまたは2つ以上の科目を履修し、卒業までに必ず単位を修得しなければならない必修選択科目があります。

※その他に、資格を取得するために必要な必修科目があります。学則上では選択科目であっても、資格取得には必要な必修科目であるので、履修登録の際には十分注意すること。

①授業時間

授業時間は原則として1日5時限で、次の通りです。

時 限	時 間
第1限	9:00～10:30
第2限	10:40～12:10
第3限	13:10～14:40
第4限	14:50～16:20
第5限	16:30～18:00

◆試験期間中は時間帯が異なる場合があるので、注意しましょう。

②休講

原則として、以下の場合は「休講」になります。

- (1)休講掲示があった場合
- (2)学校行事等により、平常授業を行わない場合
- (3)授業開始から30分以上経過しても、授業担当教員から教室に連絡がない場合
- (4)愛知県東三河南部に「暴風警報」（暴風雪警報も含む）又は「特別警報」が発表された場合
- (5)交通機関のストライキ等の場合
JR東海、豊橋鉄道、名鉄のいずれかがストライキ又は自然災害等の影響で運行を停止し、授業等の実施が困難な場合
- (6)大規模地震が発生した場合、もしくは「南海トラフ地震に関連する情報」で発表された情報等にもとづき、講義または試験等を行うことが困難であると学長が判断した場合は休講（場合によっては休校）とします。

【詳細情報】暴風警報、特別警報の発令及び解除に関する授業等の取扱いについて

愛知県東三河南部に暴風警報（以降、暴風雪警報も含む）又は特別警報が発表された場合は、授業等を休講とする。

ただし、愛知県東三河南部の暴風警報又は特別警報が解除された場合の授業等の取扱いは、次の通りとする。

状 況	授業等の実施
午前 7 時まで解除された場合	平常授業等を実施する。
午前 11 時まで解除された場合	午後 1 時以降の授業等を実施する。
午後 4 時まで解除された場合	午後 6 時以降の授業等を実施する。

なお、愛知県東三河南部以外の地域に居住する学生で、居住地域・通学経路に暴風警報、特別警報が発表されている場合は、授業等への出席を要さない。その際は 3 日以内に教務課カウンターへ申し出て、事務手続きを行うこと。

※実習中の場合も、原則としてこの取り扱いに準ずることとする。

各自で実習地域の状況を確認し、実習施設の指示に従うこと。

③補講

平常の授業を休講した場合には、「補講」を行います。補講は、通常講義期間中の時間外に行う場合と「補講日」に行う場合があります。日程は、そのつど掲示によって指示します。

④集中講義

春期又は夏期休業などの一定の期間にまとめて集中的に行う講義です。

⑤欠席

(1)遅刻・早退は、3回をもって欠席1回とみなす。

ただし、授業開始後30分を超えた遅刻・早退は欠席とみなす。

(2)次の場合は、公欠扱いとします。

該当の学生は、以下の手続き期間内に指定の提出先へ「公欠願」を提出してください。期限を過ぎたものは、一切受け付けることができませんので注意してください。

ただし、細則により、公欠回数の限度、実習科目等による除外要件があります。

公欠とする内容	必要添付書類	手続き期間	提出先
<p>(1) 忌引を認める期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一親等の場合（父母、配偶者） 7日 ●二親等の場合（祖父母・兄弟姉妹） 3日 ●その他三親等以内の親族のとき 1日 <p>※告別式又はその前日から数えて連続した日数とする。遠隔地の場合は、忌引日数の他に交通に要する日数を考慮する。</p>	<p>会葬礼状 または 葬儀証明書 など</p>	<p>左記期間の 翌日から 3日 (土日祝含まない) 以内</p>	<p>教務課</p>
<p>(2) 本人又はその家族が感染症（「学校保健安全法施行規則第18条の定めた感染症及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する指定感染症等）にかかり出校停止となった場合</p> <p>第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)</p> <p>第2種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新た</p>	<p>医師の診断書</p>	<p>医師により出校を許可された日から3日 (土日祝含まない) 以内</p>	<p>教務課</p>

に報告されたものに限る。)であるものに限る。)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師の診断書	医師により出校を許可された日から3日(土日祝含まない)以内	教務課
(3) 本人の就職試験等の場合(会社訪問は除く)	就職試験報告書	欠席した翌日から3日(土日祝含まない)以内※	キャリアセンター
(4) 大学の認めた公的な理由による場合 (対外試合、課外活動等)	学外行事参加願 学外行事参加報告書 集会・合宿許可願	欠席した翌日から3日(土日祝含まない)以内※	学生課
(5) 地震・水害などの大規模な災害で出校することが危険となった場合		欠席した翌日から3日(土日祝含まない)以内※	教務課
(6) その他大学が正当な理由として特に認めた場合			教務課

※事前にわかっている場合に提出すること。

交通機関の事故のため遅刻または欠席した場合は、出校後直ちに該当する授業担当教員へ届け出てください。延着証明書が渡された場合はそれを添えてください。

- ④病気、その他の事由のため、1週間以上欠席する場合は、学生課に「**長期欠席届**」を提出してください。(病気による欠席の場合は、医師の診断書を添付する。)
- ⑤病気、その他の事由のため、3カ月以上欠席する場合は、学生課に申し出て、「**休学願**」を提出してください。(病気による欠席の場合は、医師の診断書を添付する。)

6 試験

①試験

(1)定期試験

原則として、各授業科目が終了する学期末に、一定の期間を定めて行う試験です。ただし、早期に終了した授業科目にあっては、適宜行うことがあります。試験は筆記試験、レポート、その他の方法で行います。レポートの提出期限を守らなかった場合は、定期試験を受験しなかったことと同様です。

定期試験の受験資格はつぎのとおりとする。

- ①授業担当教員より履修の承認を受けている者。
- ②出席・レポート提出等が授業担当教員の定める基準を満たしている者。
- ③授業実施回数の2/3以上出席している者。

(2)追試験

病気、その他のやむを得ない事由のため定期試験当日に欠席した場合、あるいは、レポートの場合で指定期日に提出できなかった場合に受ける試験です。

定期試験を欠席した場合は、欠席当日の翌日から3日（土日祝を含まない）以内に「欠席届」と以下の書類を教務課へ提出し、追試験の手続きについて指示を受けること。また、あらかじめ就職試験などにより定期試験日に欠席することが明らかな場合は、事前に授業担当教員へ申し出るとともに、教務課に申し出て追試験の手続きの指示を受けること。

なお、追試験の有無は、各学期定期試験後の成績公開時に UNIVERSAL PASSPORT にて確認すること。手続きは指定された期日内に速やかに行うこと。日時・場所については、追・再試験手続き日に掲示します。追試験の成績評価は、豊橋創造大学短期大学部履修規程 第5条第2項に準ずる。

受験を認められる理由	出願に必要な書類
交 通 事 故	事故証明書・欠席届
病 気 ・ ケ ガ (※)	医師の診断書 (欠席日が明記されているもの) ・欠席届
就 職 ・ 編 入 試 験 (※)	公欠願と就職・編入学試験報告書・欠席届
忌 引 ・ 災 害 (※)	公欠願と欠席理由を証明する書類・欠席届
そ の 他 大 学 が 認 め る 理 由 (※)	公欠願・欠席届 ※交通機関の遅延等による遅刻、欠席の場合は、延着証明書を添えること

※公欠、忌引、インフルエンザ等の感染症、災害の場合、受験料は不要です。(「欠席」のページ参照のこと)

※学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりとする。

第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)

第2種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症

(3)再試験

定期試験の結果が成績不良で、不合格（「不」の評価）となった者が、再び受ける試験です。

ただし、授業科目によっては実施しない場合があります。

※再試験が実施されない場合、単位は認定されませんので注意してください。

※再試験該当者は各自で成績を確認し、定められた期日内に、所定の手続きを行ってください。

手続きをしない場合、受験は認められませんので、十分に注意してください。

◆試験をレポートで実施する場合◆

レポートの提出期限を守らなかった場合は、試験を受験しなかったことと同様です。レポートは、指示された日時・場所へ提出します。レポートは筆記試験と同様とみなすので、正当な理由で指定日時に提出できなかった場合は、追試験の手続きが必要であり、成績不良の場合の再提出は再試験の手続きが必要です。

②学生受験心得

(1) 受験にあたっては、次のことを厳正に守ること

- ①試験場では必ず学生証を携帯すること。不携帯の場合は受験を認めない。受験を希望する学生は、事務局学生課で仮学生証の発給を受けること。
- ②試験中は学生証を机上に提示すること。
- ③試験開始後 20 分以内であれば、係員（試験教室の監督者）に申し出て、その指示に従い試験を受けることができる。
- ④試験開始後 30 分間は退場を認めない。
- ⑤試験開始後は棄権を認めない。
- ⑥本学から交付する答案用紙のほかは使用してはならない。
- ⑦答案用紙の学科、年次、組、学籍番号、氏名は必ず記入すること。また、これらを記入しない答案は無効となる。
- ⑧試験場へ持ち込み参照可の試験における参照書籍類は必ず自ら持参のものであること。教室内の貸借は認めない。
- ⑨必要最低限の筆記用具及び予め許可された参照物以外の物品は全て鞆等にしまい足元に置くこと。
- ⑩試験場においては私語その他いやくも疑惑を招くような態度をとらないこと。

(2) 不正行為を行った者には、次のいずれかを適用する。

試験中に不正行為をした者には、学則第 27 条及び豊橋創造大学短期大学部試験における不正行為者の処分に関する規程に基づき処分を行う。

不正行為とは

- (1) 替え玉受験及びその依頼
- (2) 答案交換
- (3) カンニングペーパーの使用
- (4) 書き込み（机、所持品、身体など）
- (5) 答案を写す（見た者、見せた者）
- (6) 私語又は動作による連絡（連絡をした者、連絡を受けた者）
- (7) 偽名、氏名抹消又は故意による無記名
- (8) 持込が許可されていない参照物件の使用
- (9) 使用が許可された参照物件の貸借（借りた者、貸した者）
- (10) 携帯通信機器の使用
- (11) 受験態度が不良の場合
- (12) レポート提出に際して他者のものを引き写した場合
- (13)(1) から (12) に準ずると認められた場合
- (14)(1) から (13) の行為が試験終了後に発覚した場合

③再履修

単位を修得できなかった授業科目は、再履修することができる。

授業科目の単位を修得できなかった者が、当該単位を修得しようとするときは、改めて履修登録を行い再履修しなければならない。

※当該年度の時間割編成によっては再履修できない場合があります。

7 成績評価

①単位認定と成績評価

(1) 定期試験の成績評価は、次のとおりとします。

評価	意味	成績証明書（就職試験等で提出）への記載	備考
秀	合格（90～100点）	秀	
優	合格（80～89点）	優	
良	合格（70～79点）	良	
可	合格（60～69点）	可	
不	（59点以下）成績不良・学修成果が合格に及ばなかったもの →必修科目については再試験受験可能	記載されない	追・再試験に合格すれば単位が認定される
欠	試験を欠席、またはレポートの未提出→正当な理由による欠席の場合のみ追試験受験可能	記載されない	
失	失格→定期試験及び追・再試験受験資格なし	記載されない	単位は認定しない

(2) 追試験の成績評価…定期試験の成績評価と同様の扱いとします。

(3) 再試験の成績評価…この試験に合格した場合の成績評価は、原則として「可」とします。

(4) 認定した単位については、成績評価を行わず「認」と表示します。

（資格取得による単位認定、本学入学前に修得した授業科目の単位など）

(5) 不正行為により処分を受けた場合、当該科目の成績評価は「失」とします。

◆成績の無効◆

学則第23条により、学期の途中等で除籍処分となった場合は、①在学年限を超えた場合、②休学の期間を超えてなお修学できない場合、③指定の期日内に授業料等を納入しない場合、④長期間にわたり行方不明の場合）その時点で当該学期における全科目の成績は無効となります。

8 成績評価の通知と発表

成績は、UNIVERSAL PASSPORT にて本人に通知されます。在学中の成績（GPA 含む）が全て記載されます。

成績発表の時期

具体的な日程は、各年度の学年暦を参照してください。

	定期試験終了後	追再試験終了後
春学期	8月初旬	9月初旬
秋学期	2月初旬	3月初旬

また、入学手続きの際にご登録いただいた保証人に対して、秋学期の追再試験終了後に成績通知書を郵送します。修業期限で卒業できないことが確定した場合、また進級要件を充たすことができない場合、あるいはそれらの可能性が高いと判断された場合に、その事実と成績を保証人に通知します。

◆成績に疑問のある場合◆

どのような基準・方法で成績が評価されたかについて照会を求めることができます。照会を求める場合は、成績発表の日から1週間以内（最終日が休業日にあたる時は翌日まで）に「成績評価確認届」を教務課に提出してください。

9 成績証明書

- ① 成績評価のうち、成績証明書へ表示するものは「秀」、「優」、「良」、「可」、「認」とします。
- ② GPA の成績証明書への記載は、学生本人からの申請により受け付けます。その際、GPA の成績証明書への記載が正当な事由であると判断した場合に限ります。

10 学修における生成AIツールの利用に関する本学の方針

①本学の方針

現在、ChatGPT等をはじめとする生成系人工知能以降、生成AIの進展は目覚ましく、社会において期待とともに大きな注目を集めています。教育分野においては、生成AIを適切に利活用することで学修効果の向上が期待される反面、レポート等の作成に生成AIのみが使われること等に対する懸念が指摘されています。

こうした背景を踏まえ、本学では、生成AIの利活用に関する基本方針を下記のように定めます。

- ・本学では、学修活動における生成AIの利活用を一律には禁止しません。
- ・授業やゼミなどの学修における生成AIの利用可否や利用方法、利用場面については、担当教員の指示に従うものとします。

生成AIツールに関しては技術的な課題が存在しており、いくつかの懸念やリスクが指摘されています。学修のみならず、日常生活での利用に際しての留意事項を以下に示しますので、十分に注意して適切な利用に努めてください。

②留意事項

(1)生成AIと学修活動・成績評価

大学における学修は学生が主体的に学ぶことが本質です。学生自らの手によらず、生成AIの出力をそのまま用いてレポートや論文等の成果物を作成することは、情報を収集して対象を理解し、課題と解決策を模索する基本的な学修プロセスがバイパスされるため、学生自身の学びを深めることに繋がりにません。また、生成AIの出力に著作物の内容がそのまま含まれていた場合、これに気付かずレポート等に用いると、意図せずとも盗用・剽窃に当たる可能性があります。

学修において生成AIを不適切に利用した場合には、試験等における不正行為に該当するとみなされ、本学規程に基づき処分の対象となりますので十分に注意してください。

(2)生成AIの技術的境界（生成物の内容の正確性）

生成AIにより生成された内容には、誤った情報が含まれている、あるいはバイアス（先入観、偏り）が含まれている可能性があります。また、生成AIの出力結果を鵜呑みにして無批判的に用いることは思考過程の訓練の機会を逸することになり、不適切です。インターネット検索等と同様に、出力された内容の確認・裏付けを行うことが必要です。

(3)機密情報や個人情報の流出・漏洩等の可能性

生成AIは、利用者に対するサービス向上のため入力されたデータを使って学習しています。このため、生成AIへの入力を通じて機密情報や個人情報等が意図せず流出・漏洩する可能性があります。このような事態を避けるため、機密情報や個人情報等は絶対に入力してはいけません。また、情報漏洩の対策としてオプトアウト（学習機能の無効化）を利用し、守るべき情報をAIに学習させないような対策を行ってください。

(4)著作権侵害の可能性

生成AIが作成する回答には、インターネットサイト上の他者が作成した文章等の著作物が含まれている可能性があります。生成AIによってつくられた文章等の利用によって、著作権を侵害することのないよう注意してください。

③今後の対応

本学としては、今後もAI関連技術の進展や社会での活用状況等の情報収集を行い、教育理念において目標として掲げる「次世代を担う創造性豊かな人材の育成」に資するよう、適切かつ有効な利用法について検討を進めます。

公務員別科

教育課程表

2026年度入学生用 公務員別科 教育課程表

科目区分	授業コード	授業科目	単位数		開講学期		担当教員	備考
			必修	選択	春	秋		
主科目	2701	基礎教養 I		2	●		伊藤圭一	
	2702	基礎教養 II		2		●	伊藤圭一	
	2703	数的処理 I		2	●		田原数哲	
	2704	数的処理 II		2		●	伊藤圭一	
	2705	社会科学基礎		2	●		田原数哲	
	2706	知識分野基礎		2		●	田原数哲	
	2707	公務員知能分野応用		2	●		伊藤圭一	
	2708	公務員知識分野応用		2	●		伊藤圭一	
	2709	公務員総合ゼミナール		2	●		田原数哲	
	2710	ニュース解説		2	●		伊藤圭一	
	2711	過去問題研究		4	●		田原数哲	
	2712	公務員受験指導		4	●		田原数哲	
	2713	面接指導		4		●	田原数哲	
	2714	直前対策		2		●	田原数哲	
教養科目	2720	茶道		2	●		伊藤敦子	
	2722	トレーニング		2	●		本年度は開講せず	
	2723	パソコン演習		4	●		辰巳智行	
	2724	TOEIC対策		2	●		本年度は開講せず	
	2725	手話入門		2	●		平松靖一郎、佐藤亜子	
	2726	生活と法		2	●		田原数哲	
	2727	現代社会が抱える課題		2	●		伊藤圭一	

修了要件：2学期在籍し、32単位（必修24単位、選択8単位）を修得すること。

卷 末

1 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学の「プライバシーポリシー」について

平成 17 年 4 月 1 日制定

①個人情報保護に関する方針

本学では、あらゆる場合において多くの個人情報に接しております。本学では、これらの個人情報の取得、保存、利用、処分等にあたり個人情報保護法等関連法令の遵守だけでなく本学に「個人情報の保護に関する規程」を制定し、その保護に万全を期すことをここに宣言します。

②本学における個人情報の取り扱い

個人情報は、個人の人格に係わる重要な情報であり、氏名、生年月日、住所、電話番号、その他の記述、又は個人別に付けられた番号、記号、その他の符号、画像若しくは音声によって当該個人を識別できるものをいいます。これらの個人情報を業務上使用する場合は、提供いただいた理由ないし目的の範囲内で、適切に取り扱います。また、目的外に使用する場合は、事前に本人若しくは正当な代理人の了承を得ることを原則とします。

③安全性の確保

個人情報は、安全な場所に保管し管理します。また不要になった個人情報は、適切な方法で確実に廃棄又は消去します。

④法令及びその他の規範の遵守

個人情報を取り扱う教職員は、個人情報に関する法令や本学規程を遵守するとともに、規範を守るための責任及び違反した場合の措置を周知する手順を確立し実施します。

⑤個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ先

豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部

個人情報保護委員会 privacy@sozo.ac.jp

個人情報保護法施行に伴い、学生等は大学が保有する個人情報に対し、開示、訂正、利用停止等を求めることができます。相談等は、事務局窓口で行うことができます。

2 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部における個人情報の取り扱いについて

豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部では、個人情報の保護に関する法律が平成17年4月1日施行されて以来、学内諸規程等を整備し、関係法令を遵守しながら、本学在学生及びその保護者等（以下「在学生等」と記します）に関する個人情報の取り扱いには慎重を期しているところですが、本学の取扱う在学生等の個人情報及びその利用目的は以下のとおりです。

在学生等の個人情報及びその利用目的

①入学時に取得する個人情報

(1) 在学生に関する情報 (2) 保護者等に関する情報

以上の個人情報は、

- ① 学籍原簿等各種帳票類への記載、履修科目の登録、授業の実施、試験の実施、成績処理、成績の通知等在学生の教育、教務上及びキャリア支援上必要な事項の実施・指導・連絡のため
- ② 在学生の生活指導上又は健康管理上必要がある場合の指導・連絡のため
- ③ 大学行事の連絡のため
- ④ 大学附属図書館の別冊利用に伴う連絡のため
- ⑤ 学納金に関する事項の請求・連絡等のために利用いたします。

(3) 既往症、現在の健康状態、健康上の留意事項等

以上の個人情報は、在学生に対する日常的な健康安全管理の実施・指導や健康管理策等を検討する場合の資料として、可能な限り匿名化した上で利用いたします。

(4) 出身校から提出された指導要録及び調査書等（学業成績、出席状況等）

以上の個人情報は、在学生の教科指導又は生活指導等を実施する時の参考資料として利用いたします。

(5) 在学生又は保護者等の利用する金融機関名、口座番号、名義人等

以上の個人情報は、学納金及びキャンパスカードシステム利用料（利用代金）の自動口座振替のために、委託業者及び金融機関に提供いたします。

②入学後の教育活動等の中で取り扱う個人情報

(1) 授業の出欠状況等 (2) 学業成績及び修得単位の状況

(3) 学修指導・キャリア支援・進路指導及び生活指導上の課題事項

(4) サークル活動、学生会活動、ボランティア活動等の情報 (5) 各種表彰等

(6) 各種検定試験の成績、可否、取得資格等

以上の個人情報は、

- ① 学修指導、成績判定、単位認定、卒業認定等に伴う各種帳簿への記録及び教務上必要な事項の実施・指導・連絡のため
- ② 生活指導・キャリア支援・進路指導上必要がある場合の指導・連絡のため
- ③ その他在学生の学事の処理を行う上で必要な事項の指導・連絡のために利用します。

なお、本学では、大学と学生本人及び保護者が一体となった教育を目指しており定期試験の結果（成績表）を学生本人及び保護者へ通知しております。

また、授業の出欠状況が思わしくない学生については、大学から保護者等へ照会させていただく場合があります。

(7) 健康診断結果、カウンセリング室及び保健室における相談内容等

以上の個人情報は、在学生に対する日常的な健康管理の実施・指導等のために、可能な限り匿名化をした上で利用いたします。

(8) 学納金等の納付状況等

以上の個人情報は、学納金に関する事項の請求・連絡等のために利用いたします。

(9) 本学の奨学金給付状況及び授業料減免制度の状況並びに申請時に提出される関係書類等

以上の個人情報は、在学生の奨学事務等に利用いたします。

(10) 証明写真（身分証明書等）

以上の個人情報は、学生個票や身分証明書（キャンパスカード）、進路登録カード、クラス名簿、履修者名簿、及び学内データベースに掲載し、学修指導、生活指導及びキャリア支援などに役立たせるために利用いたします。

(11) 授業、サークル活動、各種行事の際に撮影・録音した写真、映像、音声等

以上の個人情報は、学内報、大学案内その他のPR誌、入学試験要項又はウェブサイト等に掲載することがあります。ただし、撮影・録音等は、事前に学生に了解を得た上で行います。

(12) 本学の関係団体における個人情報の取り扱いについて

本学には本学と密接な関係を持ち、学生生活の充実や本学の発展に寄与している以下の団体があります。個人情報の取り扱いについては、充分な指導を行ったうえで一定の基準のもとに個人情報の提供を行っています。

①学生会

本人確認・呼び出し等のために、学生氏名及び所属学科・学籍番号の情報提供を行っています。

②同窓会

卒業生に同窓会に関する情報を提供するために、学生氏名及び所属学科・学籍番号・住所の情報提供を行っています。

在学生等に関する個人情報の取り扱いについて疑問等がありましたら、下記の相談窓口又は関連部課室窓口にお問い合わせください。

【個人情報の取り扱いに関する相談窓口】

豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部
個人情報保護委員会 privacy@sozo.ac.jp

【関連部課室電話番号】

代表電話を使用せず直接部課室に接続します。

キャリアセンター	0532-54-9721	図書館	0532-54-9728
教務課	0532-54-9722	地域連携・広報センター	0532-54-9729
学生課	0532-54-9723	創造同窓会	0532-54-9433
庶務課	0532-54-9724	短大同窓会	0532-54-9435
入試センター	0532-54-9725		

学籍番号

学年・クラス

年

クラス

氏名



Care & Idea

豊橋創造大学短期大学部

公務員別科

〒440-8512 愛知県豊橋市牛川町松下20-1
TEL.(0532)54-9722 FAX.(0532)55-0803

2026年4月1日 発行
編集・発行／豊橋創造大学短期大学部 教務課